

11月定例教育委員会議事録

1 日 時 令和6年11月21日(木)
午前11時から午前11時45分まで

2 場 所 宗像市役所 本館3階 301会議室

3 出席委員 委員 大庭 多美枝
委員 野上 順子
委員 脇田 哲郎
教育長 猿樂 隆司

4 欠席委員 委員 石丸 哲史

5 その他の出席者 教育部(部長 中村博二、主幹指導主事 佐々木真理子、
主幹指導主事 笠井康行、理事兼教育政策課長 飯野英明)
子ども子育て部(部長 早川ちさと)
教育政策課指導主事(末崎浩嗣、大庭玄一郎)
図書課図書館係長 西谷 尚子
健康課(課長 安川尚美 主管兼健康サポート係長 山本知恵)
文化スポーツ課(課長 大塚将司、係長 上田東、主事 福本萌香)
子ども育成課長 許斐知加
子ども支援課長 恵谷英之
子ども家庭センター課長 有吉富美子
地域教育連携室(室長 南宏和、参事 堤久美)
学校整備プロジェクト室長 仁木完治
教育政策課(主幹兼教育総務係長 安部美代子、教育総務係長 山中茂樹、主任主事 荒木せりの)
※傍聴 なし

5 (10/16定例) 議事録の承認 《承認》

6 議案

【猿樂教育長】 今月は、議案はございません。

7 協議

【猿樂教育長】 続いて協議事項です。第Ⅱ期宗像市自殺対策推進計画(案)について、健康課から説明をお願いします。

【健康課】 健康課の安川です。どうぞよろしくお願いいたします。お手元の資料2に「第

Ⅱ期宗像市自殺対策推進計画（案）」をご用意させていただいております。この計画は、市の保健福祉分野の施策が中心となる計画ではありますが、自殺対策基本法第8条（関係者の連携協力）の中で、「国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校」とあります。これらの関係者は、「自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するもの」とあり、本計画の中に小中学校での取り組みが含まれるため、「宗像市の計画であるが、教育委員会所管事務にかかわりが深い取り組みが含まれる計画」として協議事項に挙げさせていただきました。

説明にあたりましては、全体の概略と合わせまして、今申し上げました協議事項とした趣旨から、教育委員会にかかわりの深い部分について焦点を当てて説明させていただき、ご意見をいただければと考えております。

それでは資料に沿って説明させていただきます。市町村自殺対策計画は、自殺対策基本法（第13条第2項）で策定が義務付けられているものです。この法律に基づいて、国は自殺対策の基本的な考え方などを示した「自殺総合対策大綱」を平成19年6月に策定しており、令和4年に改正されております。本市では、平成31年（令和元年）に第1期を策定しております、今年度が計画の最終年になります。計画の見直しにあたり、主に自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の趣旨に沿い、地域の実態を踏まえた第Ⅱ期自殺対策推進計画を策定するものです。

図0-1をご覧ください。日本の自殺者数のグラフです。全体としては2012年以降、3万人台から2万人台へ減少し、減少傾向が続いていましたが、女性は、2020年以降、増加に転じています。図0-3は、自殺者総数が減少傾向にある中でも、小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、2020年には過去最多となり、2021年はそれに次ぐ数となっています。

次に9ページ目をご覧ください。自殺に関する基本認識についてです。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれることは「誰にでも起こりうる危機」であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることを、市民一人ひとりが基本認識として共有することが必要です。

自殺対策の基本的な考え方、対策を進めるにあたっての市の基本的な考え方を6つ掲げています。自殺総合対策大綱の基本方針をもとに設定します。8ページ目に自殺対策大綱の概要（図0-4）を載せています。ご参照ください。

資料10ページから「自殺対策の基本的な考え方」です。（1）生きることの包括的な支援として推進する、（2）関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む、（3）対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる、（4）実践と啓発を両輪として推進する、（5）市の役割を明確化し、他の関係機関との連携・協働を推進する、ここまででは、第I期からの引き続きとなっています。（6）自殺者等の名誉及び生活の平穀への配慮する、こちらが令和4年の自殺総合対策大綱の基本方針に新たに加わったため、本計画でも第Ⅱ期で新たに加えることとします。

次に、「3 計画の目標」です。基本認識、基本的な考え方を踏まえ、第I期に引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない宗像市」を本計画の目標とします。自殺に追い込ま

れる人を、限りなくゼロに近づけることを意識して取り組みます。

12 ページをご覧ください。ここからは、都道府県や市町村ごとに自殺の実態に関する統計や分析結果が国から示されているものです。13 ページ目からの集計データは、単年での市の実数が 20 人を下回っており、傾向を单年度では測りづらいこと、詳細について公表できないことを踏まえ、5 年分の数値を合わせた割合となっています。

17 ページをご覧ください。「(8) 自殺の原因・動機の状況」です。ここでは、「健康問題」が突出していますが、自殺の一歩手前にはうつ状態等という健康問題があるため、統計上ほとんどのケースについて計上されるためです。健康問題の背景には、仕事上の悩み、経済・生活上の悩み、人間関係、心身の疾患など様々な要因が関係していると考えられます。18 ページ目、ここでは、全国的に見て代表的と考えられる「危機経路」について示されています。19 ページ目は、12 ページ以降の内容を踏まえまして、宗像市の現状について取りまとめたものです。2017 年以降は自殺者数が 20 人を下回っていますが、2022 年は、自殺者数、自殺死亡率ともに前年より高くなっています。年代別男女別でみると、男性は 30 歳代が最も高く、次いで 60 歳代。また、家族と同居している、有職者に多いなどの傾向が見られます。

次に 21 ページ目、「1 基本施策」については、自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、「地域自殺対策パッケージ」にて、全国画一的に実施すべき施策として定められているものです。表 3-1 で、国が示す第Ⅰ期から第Ⅱ期の柱を比較しています。第Ⅰ期から第Ⅱ期への変更点として、「4 生きることの阻害要因への支援」が、「4 自殺未遂者等への支援の充実」に置き換わり、「5 自死遺族等への支援の充実」が追加となっています。しかしながら、「生きることの阻害要因への支援」は「生きることの阻害要因の減少、促進要因の増加であり、自殺未遂者への支援」と関連が深いことから、これらを合わせて柱の一つとしました。「児童・生徒の SOS の出し方に関する教育」は、第Ⅰ期計画においても、柱の一つがありました。

22 ページ目です。本市の基本施策の柱をもとに、関連性のある事業を区分しています。23 ページ目、第Ⅰ期においては、「小中一貫コミュニティ・スクール推進事業」を「(6) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育」の中に位置づけていましたが、第Ⅱ期においては、「(4) 生きることの阻害要因の減少、促進要因の増加」の中に位置づけ、「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」には、学校での具体的な取組に関わるものを挙げています。

26 ページ目、重点施策は、自殺総合対策大綱における当面の重点施策や各地域の自殺実態などを踏まえて、特に力点を置いて取り組むべき対象層として設定するものです。本市の実態からは、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」「無職者・失業者」となりますが、これに加えて、先ほど冒頭 6・7 ページでご説明しました全国の自殺者の傾向から、国が施策を重視している「子ども・若者」「女性」を加えて重点施策の対象層とします。そのうえで、基本施策のうち、主要な相談支援や、今後更なる充実や定着が望まれるもの为重点施策として対象層毎に区分しています。

28 ページ、基本施策の柱に区分した主な事業・取り組みの概要、担当部署、重点施策への該当、主な対象層を一覧表に整理したものです。主な事業・取り組みが黄色になっている部分は、第Ⅱ期で新たに加わった事業です。また、特に力点を置いて取り組む事業とな

る重点施策には表内に★マークを付け、青字で説明を記載しています。右側にピンクで色付けした部分は、各事業・取り組みがどの対象層に対してかかわりが深いかを表しています。現在、関係課との調整が未完成の部分もありますが、特に、教育委員会に関連の深い部分についてご説明いたします。「1 地域におけるネットワークの強化」では、令和5年4月の子ども家庭センターの設置でございます。これは、令和6年4月からの設置が努力義務であったところ、前倒しで令和5年4月に設置し、子ども相談関係の連携強化に取り組んでいるものです。また、子ども家庭相談事業（要保護児童対策地域協議会）は従前からの取組みとして挙げています。いずれも、重点施策としています。

「2 自殺対策を支える人材の育成」、こちらは、健康課の所管としていますが、市民や教育分野を含めた各分野に関わる人たちを対象として、各関係部署と連携しながらゲートキーパーの役割を担う人材育成に向けた研修に取り組むこととしています。

次に、「4 生きることの阻害要因の減少、促進要因の増加、自殺未遂者等への支援」の部分になります。次の29ページ、子ども部所管の教育サポート室エール、子どもの自立サポートセンター希望、子ども家庭相談事業（子ども家庭相談員、ヤングケアラーコーディネーター）は第Ⅱ期で新たに加わった事業です。学校関連として、教育相談事業（スクールカウンセラー）など、従前から掲げている各事業は、継続して掲載しています。スクールソーシャルワーカー、小中一貫コミュニティ・スクールを重点施策として位置付けています。

最後に「6 児童のSOSの出し方に関する教育」は第Ⅰ期に引き続き、柱の一つとしています。新たな施策として、相談電話・窓口等の周知として、一人一台端末や保護者等一斉連絡システムの活用による、年度当初、長期休業の開始前等の相談窓口一覧の周知を挙げ、重点施策としています。この計画で取り上げている関連事業、取組については、毎年実施状況を把握していく、各取り組みの推進と合わせて、当計画の周知、自殺対策に関する情報の啓発の機会としてまいりたいと考えています。

最後に38ページ、今後の計画策定スケジュールについてです。先月10月29日に、医療機関、産業団体、地区組織、教育機関、子育て支援団体等で構成します健康づくり推進協議会にて本計画に対するご意見をいただいております。今後、12月には、企業、福祉関係団体、学識者等で構成する保健福祉審議会にて同様に報告し意見をいただく予定となっています。これらと、本日いただきましたご意見を含めて、計画を取りまとめまして、12月末の庁議を経て1月から2月にパブリックコメントを実施します。その後、市民の意見について反映等を行いまして、3月頃、教育委員会にご報告させていただき、庁議を経て完成させていきたいと思います。説明は以上です。よろしくお願いします。

【猿樂教育長】今説明がありましたけども、よろしいでしょうか。

【教育委員】（質疑なし）

【猿樂教育長】では、続きまして、第3期宗像市スポーツ推進計画（案）の概要について文化スポーツ課から説明をお願いします。

【文化スポーツ課】文化スポーツ課の大塚です。先に、資料を差し替えておりますので、教育委員会に関する修正内容について説明をさせていただきます。まず、本日お配りしている概要版の7-4ページと資料編の7-1-6ページに付箋をつけておりますので、こ

ちらをご覧ください。

修正の内容としましては、「基本方針3 子どもがスポーツを楽しめる機会の創出」の「施策目標①」のスポーツが好きな小学6年生の割合を74%（事前配布分）から50%に修正しています。74%の算出根拠ですが、小学1年生の運動が好きな割合が73.8%であったことから、5年後もこの割合が維持されることを目標に74%としていました。ただし、現実的に学年が上がるにつれて、運動が好きな児童や生徒は減少し、この目標を達成することは困難なことから、目標値を50%に修正しています。50%の算出根拠ですが、令和5年度の小学6年生の現状値（45.5%）を参考に現在の小学1年生の5年後の人数を算出し、その人数より毎年10人ずつ増加することを目標に、50.0%と設定しています。つまりは5年で50人、運動が好きな児童を増やすことを目標としています。施策目標②の中学生についても同様の考え方で修正をしております。

それでは、計画案の説明にうつります。まず、「2 スポーツとは」（2-1ページ）をご覧ください。本計画では、スポーツ基本法の考え方に基づき、「身体活動から運動競技まで」をスポーツと定義しています。続いて「3 計画の位置づけ」（3-1ページ）をご覧ください。本計画は、スポーツ基本法に基づく計画で、宗像市総合計画の個別計画として策定します。総合計画の基本計画には、今回、個別計画として作成したスポーツ推進計画の内容を包含したかたちで掲載することとしています。この計画は5年先の将来像を見据えた基本的な方針を示すもので、具体的な取り組みについては、「総合計画」の「実施計画」に定めます。「4 計画の期間」（4-1ページ）をご覧ください。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。「6 施策の体系」（6-1ページ）をご覧ください。基本方針については6つの方針を掲げています。1つ目については健康づくり、2つ目は生きがいづくり、3つ目は子どものスポーツとしており、これらの3つが実際の取り組みとなるソフト事業に関する基本方針になります。3つ目の基本方針「子どもがスポーツを楽しめる機会の創出」については、「幼児期から様々なスポーツを体験できる」、「すべての中学生が取り組みたいスポーツを行うことができる」、「子どもがトップスポーツ選手と交流できる」。この3つを施策目標としています。4つ目については、実際の取り組みにつなげるための基盤体制の整備になります。5つ目については、スポーツイベントなどの市広報紙を核とした情報発信になります。6つ目については、地域資源の活用ということで、地域資源を活用し、スポーツ観光等のスポーツ活動の推進になります。

続きまして「7 基本方針」（7-1ページ）をご覧ください。今ご説明した6つの基本方針に対して、施策目標とその指標・目標値を定めています。「3 計画の位置づけ」で説明したとおり、この目標値を達成するため、実施計画の中で毎年、具体的な取り組みを定めていくこととしています。

7-4ページをご覧ください。先ほど修正のところで説明した箇所ですが、基本方針3「子どもがスポーツを楽しめる機会の創出」の施策目標①～③の指標や目標値としては、子ども達がスポーツを体験できる教室の数の増加、スポーツが好きな小中学生の増加、トップスポーツ選手との交流事業の実施といったことを定めています。

これらの施策目標を達成するために、子どもに係る取り組みとしては、部活動の地域移行に合わせた「むなかたアカデミークラブ」の開催や、これに関連した小学生と中学生を

対象にしたスポーツのきっかけづくりにもつながる各種スポーツ教室の開催、プリンセス駅伝出場チームによるランニング教室を通じた交流、グローバルアリーナの国際大会に来ているラグビーや新体操といった選手との学校交流事業等を、第Ⅲ期も継続できればと思っています。

「8 推進体制」(8-1 ページ)をご覧ください。計画の実現には、行政とさまざまな主体との連携がとても重要であるため、各主体の役割を整理しました。市は、市スポーツ協会、宗像ユリックス・アクアドーム、グローバルアリーナを始めとした民間団体などが役割を十分に果たせるよう、また、より充実した活動が実施できるよう、必要なバックアップを積極的に行い、「市民の健康づくりや生きがいづくり」を進めてまいります。以上が、スポーツ推進計画案の概要になります。なお、この5年間の振り返りや市の現状などの詳細については資料編に掲載しております。

パブリックコメントについてですが、意見提出期間については、12月3日から1月16日までの45日間といたします。パブリックコメントを受け、必要に応じて修正を行い、3月21日の定例教育委員会で最終的なスポーツ推進計画を議案上程させていただくことになります。説明は以上です。

【猿樂教育長】ありがとうございました。では今の点につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

【脇田委員】生涯体育スポーツの観点から、小学校や中学校の体育の授業が楽しいと思っているのか、資料があれば教えてください。

【佐々木主幹指導主事】令和5年度の資料で全国・県に提出する小学校5年生、中学校2年生を対象にしたものがあります。宗像市の平均が小学校女子で69%、男子で57%、6、7割の児童が体育の授業が楽しいと回答しています。中学校2年生では、市平均で男子57%、女子で50%が楽しいと答えてています。今、市の平均を申し上げましたが、自分の分析ではありますが、体育の授業が楽しいと言っている学校は、他の授業も楽しそうな活気があるイメージがあります。それが直接学力に結びついているか、地域との関わりが深いかどうか、そのあたりの相関については出しておりませんが、体育の授業はそもそも楽しいものと自分自身は思ってやってきたので、体育が苦手だと思う子どもがいるのはなぜだろうといった視点を置いていただきたいという思いではあります。

【脇田委員】そもそも楽しいですよね。学校で行われている体育そのものが、中学校は専門的な先生がいて子供たちが楽しいと思える授業づくりができるかもしれないが、小学校ではベテランの先生で体を動かすことが厳しい状態の授業と若い先生の授業とどうなのか、鉄棒の前に並んで逆上がりができるかチェックするような体育をしているとか、体育の授業そのもの、中身を見ることも大事なのかもしれない。基盤である学校、そこからスポーツ振興の観点から見たときに、学校以外は充実しているのに、学校そのものの体育はおもしろくない、バランスがとれるようにしていただきたい。一緒に高まっていくように。そのためには先生たちの意識も変えなければならないし、小学校に専科教員を入れたほうがいいかもしれないし、思い切って子どもたちの側にたって体育の授業を見直してみてもいいかなと思います。

【佐々木主幹指導主事】おっしゃるとおりで、継続して中学校の体育の授業に兼務教員で

関わっている学校が大変少なくなってきており、中学校との連携も必要だと考えています。

【笠井主幹指導主事】県が実施している若年教員研修での体育の授業は、記録を上げることや体力をつけることだけではなくて、楽しむことに焦点を当てた研修が行われています。若い先生方は、やっと楽しい体育とは何かというところで教材研究を進めているところです。

【脇田委員】よろしくお願ひいたします。

【猿樂教育長】スポーツを楽しめる機会、その他の工夫も学校でも大事だということですね。ありがとうございます。そのほかありませんか。

【各委員】(意見等なし)

【猿樂教育長】ありがとうございます。

8 報告

<図書課>

1 第19回宗像市図書館を使った調べる学習コンクールの結果について

<教育政策課>

1 学校の日

2 行政報告について

3 後援報告について

9 イベント周知

<地域教育連携室>

1 むなかた子ども大学 秋の課外授業「リユーススタイルを使ったワークショップ」

<学校整備プロジェクト室>

1 福岡県立宗像特別支援学校（仮称）説明会

【猿樂教育長】次回は、令和6年12月25日（水）10時から定例教育委員会を開催予定です。会議室は「宗像市役所3階304会議室」です。よろしくお願ひします。

令和6年12月25日

石丸歩史

猿樂隆司